

第107回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和2年2月18日(火)午後2時00分
- 2 開会の日時 令和2年2月18日(火)午後1時55分
- 3 閉会の日時 令和2年2月18日(火)午後2時52分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数 17名 出席 17名 欠席 0名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
2	荒井 隆文	出席	11	河本 和彦	出席
3	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	出席
4	浦上 和己	出席	13	小林 弘幸	出席
5	遠藤 茂	出席	職務代理	柴田 一郎	出席
6	賀門 義和	出席	15	中山 順市	出席
7	河田 敬司	出席	16	信定 知福	出席
8	國定 豪	出席	17	安田 久子	出席
9	久山 優	出席			

6 農業委員以外の出席者

事務局 参事監 箕浦 勝宏 担当課長補佐 竹田 了久
農地担当係長 奥山 英明 副主査 佐藤 智保子

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
(2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
(3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
(4) 転用事業計画変更承認申請について
(5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)
(6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定)
(7) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 報 告 (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について
(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について
(3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について
(4) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

9 議事録署名委員の番号及び氏名

6 番：賀門 義和

11 番：河本 和彦

10 議事の内容

議長 みなさんご苦勞様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第107回総会を開会します。(あいさつ)

議長 議事録署名委員を指名します。6番 賀門 義和委員、11番 河本 和彦委員にお願いします。

議長 議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

奥山係長 (議案訂正等の説明)

議長 それでは審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 1ページ1番、受人は芳賀に居住し、世帯で約1.6ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により大窪の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

秋山委員 中・中央地区協議会で、1番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 2番、受人は白石に居住し、世帯で約2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により中撫川の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、受人は新庄下に居住し、約1ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、経営移譲により新庄上及び新庄下の田に10年間使用貸借権を設定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、5番は受人が同一ですので、併せて説明します。受人は総社市内に居住し、世帯で約16アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により日近の畑を所有権移譲しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、受人は山田に居住し、約2.4ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により大内田の田及び畑を所有権移譲しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、2番から6番の5件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 7番、8番は、申請人同士による交換ですので、併せて説明します。7番の受人は、西辛川に居住し、約70アールの農地を耕作する農業者で、8番の受人は、建部町品田に居住し、約2.6ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、お互いの耕作を便利にするため、建部町品田の田及び畑を交換しようとするものです。

受人はそれぞれ、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていること

から許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、10番は、申請人同士による交換ですので、併せて説明します。9番の受人は、西辛川に居住し、約70アールの農地を耕作する農業者で、10番の受人は、加茂に居住し、約56アールの農地を耕作する農業者ですが、お互いの耕作を便利にするため、建部町品田の田を交換しようとするものです。

受人はそれぞれ、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、7番から10番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

《國定委員退室》

柴田副主査 11番、受人は小串に居住し、世帯で約39アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により小串の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、受人は藤田に居住し、世帯で約60アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は勝央町に居住し、世帯で約6.2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、一部経営移譲により藤田の田に3年間の使用貸借権を設定しようとするものです。なお、受人の現住居から申請地や実家のある藤田までの距離は約70kmありますが、実家の農業を主に担ってきた祖父母が高齢になったため、受人は約1年前から毎週末実家に戻り耕作を手伝っており、

今年3月頃には藤田に転居し家族の経営する農業法人に就職する予定です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は宮浦に居住し、世帯で約38アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により宮浦の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は宗津に居住し、世帯で約6.6ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、借入地の取得により宗津の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、17番は、受人が同一で同時申請ですので、併せて説明します。受人は迫川に居住し、世帯で約5.8ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により奥迫川の田と畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、受人は昭和41年に設立され、藤田に本店を置き、約104ヘクタールの農地を耕作する農地所有適格法人ですが、増反により北七区の田を所有権移転しようとするものです。

株主要件など、適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

久山委員 南区協議会で11番から18番までの8件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見

です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（１）については、中・中央地区１番から南区
１８番までの１８件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

《國定委員入室》

議長 次に申請等（２）農地法第４条の規定に基づく許可申請についての
審議に入ります。御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 ３ページ１番、転用目的は長屋住宅です。申請人は、自己所有地であり、金
川駅から近く入居者を見込める申請地に、家賃収入を得るため長屋住宅を建
築しようとするものです。

農地区分は、金川駅から半径３００ｍ以内の３種農地と判断され、農地区分
と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基
準上も問題ないと考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員
さんの意見をお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、１番の１件について協議したところ、事務局説明
のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 ２番、転用目的は農地改良工事のための一時転用です。申請人は迫川に
居住し、約５．８ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、申請地を農地
改良し、ブドウ栽培に利用しようとするものです。農地改良期間は令和２
年３月１日から令和２年６月３０日までです。

地区協議会で協議した結果、被害防除計画の記載内容に疑義が生じてい
ることから、記載内容について説明資料の提出後に再度審議することとし
て保留意見となっています。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

久山委員 南区協議会で、2番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、保留意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（2）については、南区2番は保留、御津・建部地区1番の1件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。次に申請等（3）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

4 ページ1番、令和元年11月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は倉敷市内の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、実家に近く農業を手伝うのに都合が良い父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、令和元年11月農振除外済みの案件で、転用目的は露天駐車場及び露天資材置場です。申請人は事業拡大に伴い、申請地に隣接する申請人所有の露天駐車場及び露天資材置場が手狭となったため、申請地を所有権移転し、露天駐車場及び露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分は、インターチェンジ出入口から半径300m以内の3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番から5番は同じ地域で関連がありますので、併せて説明します。転用目的は、いずれも自己住宅です。

3番、申請人は米倉の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

4番、申請人は西古松の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増

え手狭になったため、勤務に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

5番、申請人は倉敷市内の父所有の持ち家に家族5人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、現住居には母と次男が引き続き居住します。

農地区分は、いずれも駅から半径300m以内の3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、平成30年5月農振除外済みの案件で、転用目的は燃料タンク施設です。申請人は平成19年に設立され、北区吉備津に本店を置き、石油製品の販売を主な事業としています。申請地は平成29年6月に農地法第5条一時転用許可を受け、近隣の農家及び事業者へ燃料を販売するための露天資材置場として利用していましたが、消防署の指導により、平成29年9月に危険物の一般取扱所の許可を受け、燃料タンクを固定するためのコンクリート基礎工事を実施しました。その結果、利用計画が従前の一時転用許可時と異なった状態となっており、実際の利用状況に合わせ是正するために申請地に賃貸借権を設定し、燃料タンク施設へ永久転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、転用目的は営農型太陽光発電設備の設置です。まず、「営農継続型太陽光発電設備について」をご覧ください。営農型太陽光発電設備についての農地転用に係る取扱いとしては、支柱の基礎部分が一時転用の対象となり、一時転用期間は3年間となります。また、一時転用許可に当たり、営農の適切な継続が確実か、周辺の営農上支障がないか等をチェックします。「営農の適切な継続」については、パネル下部における単収が、地域の平均的な単収と比較して2割以上減少しないこと、農作物の品質に著しい劣化が生じないことが要件となります。また、許可後は年に1回下部農地において生産された農作物に係る状況を報告する義務があり、3年後には下部農地での営農状況を示した上で、さらに3年間の一時転用許可を取る必要があります。

申請人は、母所有の申請地で営農型太陽光発電を行い、そのパネル下部においてパクチーの栽培を行おうとするものです。

営農型太陽光発電設備への転用は、農地の上に太陽光パネルを設置しパネル下部では引き続き農業を行うというものですので、通常の農地転用の審査に加えて適切に農業が行われるかどうかを審査する必要があり、計画している作物を栽培する上でパネル設置により日照が遮られることでどのような影響があるかを示した「知見を有する者からの意見書」、パネル下部農地での農業に関する「営農計画書」等の添付が必要となります。

今回の申請については、意見書や営農計画書など必要最低限の書類は整っていましたが受理しておりますが、地区協議会で協議した結果、(株)フォーナインによる「知見を有する者からの意見書」中、実証データが記載されていないこと、また、「営農計画書」に記載されている下部の農地における作付面積及び下部の農地の単収についての記述に疑義が生じていることから、添付書類を補足する、あるいは説明する資料がさらに必要と考え、補足資料等の提出後に再度審議することとして保留意見となっております。

また、申請地は既に支柱杭の設置が行われており、事前着工の状態となっているため、顛末についての説明を求めること、並びに、今回と同一の申請人が、令和元年12月に転用目的を太陽光発電設備として農地法第4条許可を受けた農地の内、約半分程度の農地が転用なされていない状態であることから、今後の転用計画についての説明を求めることとしています。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

秋山委員 中・中央地区協議会で、1番から7番までの7件について協議したところ、事務局説明のとおりで、7番は保留意見、その他6件はいずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 8番、令和元年11月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は、吉備津の父所有の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、実家から近く父から農業技術の承継ができる父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断されます

が、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番は、令和2年2月14日付で取下げとなっています。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、8番、9番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、9番は取下げ、8番は許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 5ページ10番、11番は受人が同一で同時申請ですので、併せて説明します。転用目的は、いずれも露天資材置場です。申請人は昭和47年に設立され、南区小串に本店を置き、プラスチックリサイクル業を主な事業としていますが、事務所の西隣にある資材置場が狭く、廃プラスチック等を置く場所がないため、事務所に近い申請地を約10年前から農地法の許可を受けずに露天資材置場・露天駐車場として使用していました。今回、是正のため転用許可を受けた上で所有権移転し、露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番は、令和2年2月18日付で取下げとなっています。

13番、令和元年11月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は、南区福田の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、実家に近く農業を手伝うのに都合の良い母所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、母の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番、転用目的は露天駐車場です。申請人は平成10年に設立され、倉敷市に本店を置き、薬局経営を主な事業としています。南区東畦にも薬局を開設

していますが、この度、従業員用として借りている駐車場を解約することになったため、薬局に近く必要な面積を確保できる申請地を所有権移転し、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した業務上必要な施設に該当し、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番、令和2年2月7日付で取下げとなっています。

16番、令和元年11月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は、北区青江の持家に夫婦2人で居住していますが、建物が老朽化し、また、家財道具が増え手狭になったため、実家に近く農業を手伝うのに都合の良い妻の祖母所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、現住居は売却します。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、祖母の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

17番から19番は、同じ地区で関連がありますので併せて説明します。転用目的は、いずれも自己住宅です。

17番、申請人は、大福の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

18番、申請人は、大福の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、勤務先に近い申請地を所有権移転し自己住宅を建築しようとするものです。

19番、申請人は、大福の借家に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、現住居に近く生活環境が大きく変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

なお、17番から19番の申請地については、令和元年12月8日、9日に農業委員会による耕作放棄地再生作業の制度を利用し、耕作目的として草刈りを行った農地の一部であるため、南区協議会で審議の結果、事の顛末や残りの農地に対する営農計画等を確認した上で、再度、審議することとして保留意見となっています。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

久山委員 南区協議会で、10番から19番までの10件について協議したところ、事務局説明のとおりで、12番及び15番は取下げ、17番から19番までの3件は保留意見、その他5件はいずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（3）については、中・中央地区1番から南区19番までの19件の内、中・中央地区7番は保留、北・吉備地区9番、南区12番及び15番は取下げ、南区17番から19番までの3件は保留、その他12件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。次に申請等（4）転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 7ページ1番、当初は、令和2年1月6日に農地法第5条所有権移転で、単独の受人として自己住宅建築の許可を受けていましたが、金融機関融資の関係で受人を妻との共同所有とするために変更しようとするものです。その他の変更はありません。なお、他法令の関係により南区協議会では、保留意見となっています。

2番、当初計画者は平成31年4月11日に農地法第5条所有権移転で自己住宅建築の許可を受けましたが、出産により仕事復帰ができなくなったため、金融機関融資の関係で計画を取りやめたものです。承継者は、南区浜野の借家に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、現在と生活環境が大きく変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、当初計画者は令和元年7月29日に農地法第4条で農地改良のための

一時転用許可を受けましたが、当初見積もっていた予定より施工が遅延しているため、転用期間を変更しようとするものです。一時転用期間は、令和元年8月1日から令和2年12月31日までです。当初の許可日から3年以内での期間の延長のみの変更のため、問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

久山委員 南区協議会で、1番から3番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、1番は保留意見、その他の2件についてはいずれも承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 それでは申請等（4）については、南区区1番から3番までの3件の内、1番は保留、その他2件を承認と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。次に、申請等（5）岡山市農用地利用集積計画の決定、所有権の移転について審議します。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 8ページ北・吉備地区1番から9ページ南区1番までの4件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、所有者から財団への所有権移転です。

計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、北・吉備地区協議会及び南区協議会では、それぞれ承認意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議長 では、申請等（5）岡山市農用地利用集積計画の決定、所有権の移転については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。次に、申請等（6）岡山市農用地利用集積計画の決定、利用権の設定について審議します。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 10ページ中・中央地区1番から16ページ南区4番までの42件で、農地中間管理機構が貸付け希望の農家の農地に中間管理権を設定するための利用集積計画です。合計面積は、133,270.61㎡となっています。

これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会の審議では、いずれも承認意見となっています。なお、耕作予定者への配分計画については、担当の委員さんに一覧表をお配りしています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 では、申請等(6)岡山市農用地利用集積計画の決定、利用権の設定については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。次に申請等(7)農地法第3条の3第1項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 17ページ中・中央地区1番から20ページ南区15番までの15件で、権利の種類及び内容はご覧のとおりで、すべて相続又は遺贈による所有権の取得です。あっせん希望はありません。各地区協議会の協議では、全件問題なく受理の意見となっています。

議長 事務局から説明がありましたが、申請等(7)の15件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 報告(1)農地法第4条第1項第8号の規定による転用届については、21ページ1番から6番までの6件です。転用目的は、共同住宅1件、露天駐車場3件、貸露天駐車場2件で専決日は備考欄のとおりです。

次に、報告(2)農地法第5条第1項第7号の規定による転用届については、22ページ1番から7番までの7件です。転用目的は、露天駐車場1件、自己住宅3件、長屋住宅1件、高齢者介護施設1件、分譲住宅用地1件で専決日は備考欄のとおりです。

次に、報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、２３ページ１番から２９ページ２番までの２２件で、解約理由は、１番、３番、４番の内２筆、５番及び１７番が転用目的、その他はいずれも耕作目的です。離作料は、記載のとおりとなっています。

最後に、報告（４）農地改良届については、３０ページ１番から８番までの８件で、内容は、普通野菜畑・果樹園１件、普通野菜畑４件、育苗圃２件、花卉畑１件です。

議長 これらの報告について、ご質問がありますか。

全員 異議なし。

議長 以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして、第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 （１）令和元年度事業について

（２）その他

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議長 その他、何かありますか。

事務局 （１）次回総会予定（３月１８日（水）岡山市役所１階多目的ホール）

職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後２時５２分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員